

◆ 研究ノート ◆

地域の自然資本経営における地方政府の役割

濱 真理

1. はじめに

自然資本経営(植田(2014))¹⁾の推進は、様々な主体が、企業単位、地域単位、国レベル、グローバルレベルと、幾層もの地理的スケールで取り組まれることが期待される(谷口(2014))。

本稿では、地域における自然資本経営のあり方にかかわって、特に地方政府の役割に焦点を当てて考察する。具体的な取り組み事例として、再生可能エネルギーを地域で利活用する事業を取り上げる。

近年は、地方自治の主体は住民であり(住民自治)、また経済活動は市場を通じてなされることが原理原則であるから、地方政府は地域の住民や事業者の活動の後方支援の役割を担うべきであって、自ら先導して事業を推進することは望ましいといいたいとする考え方が一般的である。しかし、自然資本経営など可及的に取り組みが開始される必要のある政策や事業について、市民や地域事業者の主体的な活動機運が醸成されていないときには、行政が先導的な役割を担うことが期待されるのではないだろうか(自然資本経営の必要性・緊急性につき谷口(2014)参照)。とは言うものの、上記のように行政の主導による行動を躊躇させる環境下においては、行政はこのような期待にこたえるポテンシャルを持つのだろうか。この課題を分析するため、再生可能エネルギー事業を推進する自治体の地方政府に郵送アンケート調査を行い、一部聞き取りによる調査も踏まえ、担当行政セクションに共有されている地方政府の役割についての意識・考え方を確認したうえで、考察を進めた。

分析の結果、地方政府が自然資本経営にかかる事業を先導する役割を担うことが明らかになった。そこでさらに、開始した事業を普及・定着させて継続するための地方政府の政策のあり方について検討を加えた。

なお、ここで地方政府とは、自治体(主権者たる住民、議会、および首長を含む地方政府が主たる構成アクターとなる、地方自治を進める地域統治体)の行政機関を指す。

2. 地域の市民・行政関係における市民優先の考え方

地域で公共的な活動や事業、政策を推進するにあたり、市民(地域の事業者を含む)と行政との関係においては、市民が主体であることが尊重されなければならない、行政は専ら市民の取り組みの支援や環境整備の役割を担うべきである、とする考え方は、今日広く定着している。

ところが政治や法制度の歴史を振り返ると、行政に対するこのような市民優先の見方は普遍的なものではなかった。日本国憲法第92条に基づく住民自治の保障は戦後確立された制度によるものであり、戦前は知事は住民の選挙によらず国の官選であった等、住民自治は大きな制約を受けていた。この時代には統治機構の執行機関である行政が住民を統治する上下関係を当然視する官尊民卑の政治文化が定着していた。このように行政を「お上」と位置付ける感覚は戦後も行政内外に残っていた(以上、足立(1990))。

1970年代以降、政策形成への市民参加の重要性が認識されるようになった(邦文先行研究でも頻繁に引用されるこの分野の嚆矢文

献として Arnstein (1969), それ以降の日本の市民参加研究と政策の進展については濱 (2012) 参照). 玉野 (2004) によれば, 2000年の地方分権改革で団体自治(国-地方関係)に一定の進展がみられ, 合わせて合併特例法の制定などにより住民自治にも脚光が当たることになった.

目を転じて, 地方政府の行政組織のマネジメントに関する考え方の変遷をみると, 1980年代にサッチャー政権のイギリスで生まれたニュー・パブリック・マネジメント(NPM)が注目される。「民でできることは民で」というコンセプトを掲げ, 地方においても小さな政府が目指された(以上, Hood (1991), 中邨 (2000), 田尾 (2011)).

行政マネジメントの考え方がこのように変化していく駆動因には近年の慢性的な地方財政の窮迫がある. 地方政府支出を抑制するためNPMの普及は必然であったとも言える.

一方の潮流として, 日本においては1995年の阪神淡路大震災をきっかけに, NPO活動が評価され活発化してきたことも重要である. 法制化に結実した, NPOを評価しこれを公共政策の担い手として期待する自発的市民活動の唱導は, しばしばNPMの推進と重なり合って議論される. そこから, NPMによって小さな政府からこぼれ落ちた公共政策をNPOが行政から受託(下請け)するなどして担うという公共経営のあり方の発想が生まれることになる²⁾.

このように, 地域の事業の担い手として市民が行政に優先するという考え方は, 法的根拠は戦後の日本国憲法によって整えられたものの, 実際に定着してきたのは比較的最近になってのことであると言える. そしてこの考え方が顕著に見られるのが, 自然資本経営としての再生可能エネルギー事業である. 例えば世界風力エネルギー協会は, 地域住民が主導して再生可能エネルギーの開発・運営を進めることを普及させるべく「コミュニティパワー3原則」(再生可能エネルギー事業の地域での所有, 地域意思決定権の担保, 便益の地域への分配)を提唱している(飯田他(2014)). また, 福島第一原発事故以降, 安

全安心で自立的な分散型エネルギーシステムの普及, 地域の産業活性化・雇用創出といった観点から, 住民が再生可能エネルギーを活用して地域再生を図ることの意義を説く研究も増えている(寺西(2013), 諸富(2015)).

3. 地域で再生可能エネルギーを活用している自治体における行政の意識

前節でみた市民主導による事業推進は, その事業が地域に根付き持続的に推進される可能性が高まることが期待されるという点で望ましいといえる. だが一方, 地域の市民や事業者の中から推進者が現れ, まわりの人々や企業を巻き込んで実際に事業が安定的に運営されるに至るといふ過程は, 必ずしも望まれる時期に起こるとはいえない. そこで, 市民による事業開始が見込まれないとき, 地方政府が自身を主体として事業を開始させ軌道に乗せ, 市民主導にシフトしていく方法が代替策として浮上する. しかし先述のように, 地域の事業の担い手として市民が行政に優先するという考え方が根付いる風潮の中では, 地方政府が役割を法定されていない事業を自主的に開始することには異論も存在する.

このような現況のもと, 地域で必要な社会的事業を始動し経営するアクターが存在しない時に地方政府はどのようにふるまうべきであると, 地方政府職員は考えているのだろうか.

この点を確認するには, 地域において取り組むべき何らかの社会的活動に直面し以上のような問題意識を抱きうる環境にある地方政府を選んで, その意識を確認する必要がある. そこで本研究では, 最近複数の地域で活動が著しい再生可能エネルギーの活用に関して, 事業を推進している, または事業開始を検討している自治体における地方政府を対象に郵送アンケート調査を実施した³⁾. 以下では主要な回答のみを報告する. なお, アンケート調査票には, 回答者個人の意見ではなく担当部課に共有されている考え方を記入してもらうよう断り書きを付している.

質問1. 再生可能エネルギー活用の事業を推進するにあたっての地方政府の役割は次のどれと考えられるか。

回答

「地域住民や地元事業者の取り組みを積極的に支援する」 5市町

「地域住民や地元事業者と対等の立場で協働して事業を進める」 3市町

「地域住民や地元事業者の取り組みを必要に応じて支援する」 2市町

まず質問1に対しては、地域住民や地元事業者の取り組みを支援することが地方政府の役割であると答えた市町が7割である。事業の主たる担い手は市民・事業者であると認識している地方政府が多い。

質問2 再生可能エネルギー活用の事業を推進にあたって誰が主体的に取りむのが理想と考えられるか。

回答

「地域住民・事業者と地方政府の協働」6

「地域住民・事業者」3

「地方行政(=地方政府)」1

ところが質問2に対する回答は、一見すると質問1回答の結果と整合しない。これは、市民が主役であることは今や当然の前提であり、その市民の取り組みを地方政府が支援するという役割分担としての「協働」である、という認識が行政職員の間で広く共有されている、と解釈できよう。

質問3 地域住民や企業が再生可能エネルギー活用の事業に取り組まない時、地方政府はどうすべきか

回答

「できるだけ地域住民や企業を巻き込むよう働きかけながら、地域住民や企業の主体的な取り組みがない間は行政が中心になって取り組む」9

「地域住民や地元事業者の主体的な取り組みがはじまるまでは特に何もしない」0

「行政が単独で進める」0

「その他」1

質問3で明らかになったことは、地域住民や事業者の主体性が大切ではあっても、住民等の主体的動きがみられないときには地方政府が中心になって事業を開始し推進すべきであるという考え方が、回答市町の行政担当者によって圧倒的に定着しているということである。

質問4 「現在再生可能エネルギー活用の事業に熱心な主体」は現実には誰であるのか(複数回答)

回答

「行政職員」9市町

「市長・町長」8市町

「特定の住民たちや特定の地域事業者たち」7市町

「議会」3市町

「地域外の事業者」3市町

「その他」1市町

さらに質問4の結果から、当初の懸念を覆し、地域で必要な社会的事業である再生可能エネルギー推進事業を始動し経営するアクターが存在しない時、地方政府自らが事業を開始することに躊躇しない地方政府が少なからず存在することが明らかになった。これは、自然資本経営が火急の課題であると認知されたとき、地方政府自身による自然資本経営にかかる何らかの取り組みの開始が期待できるということを示唆している。

4. 考察～地域における自然資本経営の推進に向けて

以下では、前節で報告した調査結果を説明する理論として、ソーシャル・イノベーションと社会関係資本に注目して考察を行う。

4.1. 地域の自然資本経営の開始、定着過程と地方政府の役割

谷本他(2013, 59頁)によれば、ソーシャル・イノベーション(以下、SI)は、「社

会的課題の認知（フェーズⅠ）」→「ソーシャル・ビジネスの開発（フェーズⅡ）」→「社会からの支持（フェーズⅢ）」→「ソーシャル・イノベーションの普及（フェーズⅣ）」のプロセスを経る（最初の2プロセスは「創出プロセス」、続く2プロセスが「普及プロセス」）。

このプロセスを地域の自然資本経営の創出、普及プロセスに適用すると、地域の自然資本経営も、まずその必要性が認知され（フェーズⅠ）、自然資本経営のための具体的な事業が開発され（フェーズⅡ）、地域社会から支持を得（フェーズⅢ）、自然資本経営の事業が普及していく（フェーズⅣ）、というプロセスを経て地域に定着していくと考えられる。

前節の調査結果から、「地域（自治体）において自然資本経営を開始するアクターが存在しないとき、地方政府がスターターの役割を担いうる」ことが明らかになった。地方政府が自然資本経営の必要性を認知したならば、市民や地域事業者が取り組みを開始しなくても、地方政府が自然資本経営を開始することが期待できる⁴⁾。

地方政府は首長をトップにいただきその地域におけるプレゼンスが大きい。したがって地方政府が熱心に取り組めば、その事業は地域からの一定の支持が得られるまでには至るだろう（フェーズⅢ）。しかし、自然資本経営のような持続的な取り組みが必要な事業が地域に定着したと言えるようになるには（フェーズⅣ）、地域の市民や事業者の主体的な行動は不可欠である。

4.2. 社会関係資本

たとえ住民や事業者一人ひとりの能力（人的資本）が優れていても個々人がバラバラでは、自然資本経営のように持続的な取り組みが必要な公共的事业は実施できない。そこで、住民が協力し合うネットワークがあって地域活動を協同で取り組む力、社会関係資本が形成されていることが望まれる。

社会関係資本の形成には時間を要することを示唆する研究があるものの（Bourdieu (1986, 252 頁), Putnam (1993)), 新興の住

宅地における研究から、事例を観察して社会関係資本の新たな形成に必ずしもそれほど時間を要するものではないとの主張もある（Hall (2002)）。また金 (2005) は、宮崎県綾町や東京都三鷹市の事例を紹介して、行政の施策により社会関係資本が育っていくと述べている。先のSIの研究も、「コミュニティや場」の重要性を指摘するものの、「コミュニティや場は、地域内・外におけるつながりや制約性の中から、偶然の出会いによってつくられる場合もあれば、積極的な働きかけによって、新しい関係をつくっていく場合もある」として、SIが地域の歴史に由来する経路依存性に規定されるとはみていない（谷本 (2013, 72 頁)）。言い換えれば、社会関係資本はソーシャル・イノベーションの創出の過程でステークホルダーの関係性として成立していくとみなしていると考えてよからう。

以下、社会関係資本が適宜形成される可能性を前提として論考を進める。

4.3. 地域の自然資本経営推進における地方政府の役割とつぎの課題

3節において地方政府は地域の自然資本経営を開始する役割を担いうるということが明らかになった。では、自然資本経営を社会からの支持（SIモデルのフェーズⅢ）から普及の普及（フェーズⅣ）に至らせ、持続可能な自然資本経営につなげるにはどうすればよだろうか。

本稿のアンケート調査の対象市A市は、2012年以来、再生可能エネルギーの重要性を発信し事業開始のノウハウを提供する内容の市民向けイベント・勉強会等を何回も開催するなど、市民の巻き込みに努めている。取り組み開始から4年近く経過した後、再生可能エネルギーについての理解の市民への定着や事業への市民の取り組みの広がり期待通りではないという率直な感想を担当職員から聞くことができた（2016年3月16日面談）。大都市圏にあるA市は、社会関係資本としての地域の充実した市民ネットワークが実際に公共的事业を積極的に推進していくという状況にはない（一方、長野県飯田市のように

社会関係資本が充実している都市もあることがアンケート結果からも読み取れる)。このため地方政府が市民の主体的参加の機運の醸成に取り組んできたものの、行政の積極性に市民は追い付いておらず、SIモデルのフェーズⅢにとどまっているといえる。

住民の参画が得られなくても、必要な事業ならばいつまでも地方政府のみで事業継続をしていけばよい、と思われるかも知れない。しかしこれは持続可能でない。自然資本経営や気候変動対策など、その重要性は認識できてもきょうの市民生活にとっての直接の必要性が見えない政策や事業は、行政資源の配分の再検討の時(毎年予算編成がその代表的機会である)に事業廃止の憂き目にあったり、首長交替など政治的な節目に消滅したりすることが多いためである。これに対して、市民のかかわりが大きい取り組みは行政内部においてもレジリエントであり、SIモデルのフェーズⅢからⅣに至りやすいと言える。

自然資本経営の事業を主導して開始した地方政府は、その事業を定着・継続させなければならず、そのためには広く市民や地域事業者の参画・協働を図る必要がある。このための取り組みについて、以下で考察する。

4.4. 地域の自然資本経営への市民・事業者の参画・協働を促進するための地方政府の取り組み

自然資本経営に対する市民・事業者の関心が希薄な中で、地方政府が主導して自然資本経営にかかる何らかの事業を開始した場合、これを定着・継続させるため地方政府は市民・事業者の主体的参加を図らなければならない。ここでは、二つに分けて地方政府の市民・事業者に対する取り組みのあり方を考察する。一つは社会関係資本がすでに形成されている自治体、もう一つは社会関係資本が形成されていない自治体である。

4.4.1. 社会関係資本が充実しているものの、自然資本経営への市民・事業者の参加熱意が低い環境にある地方政府の政策

このタイプの自治体の市民・事業者は、継

続的に事業を運営する能力を有していると考えられる。そのため、自然資本経営の必要性を市民や事業者に認知してもらうことが、地方政府の大きな課題である。

まずはその政策の内容、必要性、他の課題と比べた優先性などにつき、行政から市民に投げかけることになる。その際に重要不可欠なプロセスは、市民の議論を喚起し、市民の意見に基づいて政策案を形成あるいは修正する、といった市民参加・協働に基づく双方向の政策案の立案・彫琢課程である。このような市民協働の合意形成プロセスは、その政策の履行の場面において市民・事業者の主体的な参加に基づく普及・定着の段階(SIモデルのフェーズⅣ)にまで発展する可能性が高い。市民と地方政府の関係も、お互いに影響し合ってそれぞれが変化(成長・成熟)していく。

4.4.2. 社会関係資本が形成されておらず、しかも自然資本経営への市民・事業者の参加熱意が低い環境にある地方政府の政策

地域として推進することが必要であると地方政府がみなす政策について、その担い手が地元の市民や事業者の中から現れにくい、加えて自主的な市民活動や地域活動のような公共的共同行動を進める慣習や地域力が市民の間に根付いていない、そのような自治体がこの類型に当てはまる。このように社会関係資本が希薄になりがちな自治体には都市が多いと思われるため、以下では都市を対象を絞って考察を進める。

長いスパンで人類の歴史を振り返ると、狩猟採集社会や農耕社会では人々の共助が不可欠であった。やがて市場が発達して財やサービスが広域的に調達できるようになり、また税を徴収して公共サービスを提供する政府も必要とされることとなった。都市は市場機能と政府機能を前提として成り立っている非自立型コミュニティの典型である。

都市の地方政府が自然資本経営の推進において留意すべきことは、第一に、政策の立案にあたって、広域的事業効果を想定し、合わ

せて自治体エリア外の市民や事業者の参加も考慮し、また周辺エリアなど他の自治体の地方政府との連携も図ることである。これによる事業の広域化は外部支援・協働によるアクター層の強化の効果とあいまって、事業を安定化させ、自然資本経営の普及拡大・定着の達成（SIモデルのフェーズⅣへの到達）に有効であると考えられる。

第二に、社会関係資本の形成という長期的な対応である。自治体内部のネットワークに加え、上述した広域的なネットワークも射程に入れ、社会関係資本の形成を推進することが重要である。

まず自治体内部の住民等のネットワークとしては、町内会がその典型である。町内会は、かつての隆盛はないものの、政令市（神戸を除く19市）のうち自治会加入率が7割を超える都市が12市あることからわかるように、現在も身近な団体として存在し続けている（早瀬（2016, 2頁））。また、地域に密着した商店街（しばしば町内会とオーバーラップする）も挙げられる。行政が働きかければ連携しての公共的活動に結実することが期待できる。

さらに、行政区域内にオフィスや工場が立地する企業による社会関係資本も、しばしば公共的事業経営の援軍となる。地元には本社を置く企業があればなお頼もしい。企業参加により政策課題を考える場（地域企業・行政懇談会など）を頻繁にあるいは定期的に設定し企業に積極的に働きかけることは行政であるからこそ可能な活動であり、このようにして形成された企業のネットワークは自治体における重要な社会関係資本となるだろう。

次に、都市ゆえのアドバンテージである、行政区域を超えた広域的なネットワークとして、行政区域・居住地域を越えて福祉、環境、文化などテーマ別に活動するさまざまなNPOに集う市民（テーマ指向活動市民）が挙げられる。自治体をまたいで活動するNPOはしばしば都市に活動拠点（事務所）を置く。都市の地方政府は、その行政区域内を本拠地とするなどして活動するNPOをパートナーとして政策を進めることにより、当

該政策がより望ましく推進されると同時に、そのNPOのもつネットワークの広がりを通じて都市を支える広域的な社会関係資本の形成を期待できることにもなる。

そうだとすると、自治体内に公共的活動に取り組むNPOが設立されることは意義がある。またNPOの設立・運営など公共的活動を担う人材を育てる社会教育も評価できる。実際、市民センターなどでのまちづくりや環境問題などの連続講座の受講生が市民活動団体を設立する事例がみられる⁵⁾。このような社会教育プログラムは、通常、行政区域外の住民にも受講・参加の機会が与えられており、域外の資源を活用した社会関係資本形成の可能性が期待できる行政施策と言える。

広域的なネットワークとしての社会関係資本形成には、域外企業・業界団体や他の地方政府との連携も不可欠である。先に挙げた行政区域内の企業は、本社を東京など域外に置き、環境部など自然資本経営に関係する部局を本社に設置している例も少なくない。業界団体は通常東京に所在する。地方政府はこのような企業や業界団体と折衝したり共同行動を働きかけたりする必要が生じることもある。この際地方政府の側は、複数の地方政府がネットワークを構成したうえで企業や業界団体と議論を進める方が効果的であることが多い。複数の地方政府が共同行動するに際しては、既存の地方政府のネットワーク⁶⁾を通じることが効率的なことも、対象となる自然資本経営事業が及ぶ範囲によって確定する地方政府との新たなネットワークを構築する必要が生じることもあるだろう。このようにして、地方政府グループが複数の企業や業界団体に協働を働きかけ、連携による実践を重ねるうちに、複数の企業と複数の地方政府との間に信頼関係が醸成され、やがて広域的な地方政府と企業を結ぶ社会関係資本が構築されると期待できる。

5. 結語

地域で自然資本経営を推進しようとする場

合、まず先導するアクターが必要である。本稿では、市民や地域事業者の主体的な活動機運が醸成されていないときに、地方政府(市役所・町役場等)が地域の自然資本経営にかかる事業を開始するポテンシャルがあることを、政策担当者の意識調査を通じて明らかにした。調査対象が再生可能エネルギー導入に取り組む自治体に限られているという限界はあるものの、日本国内において地域の自然資本経営を推進したいと願う者にとって、首長を含む地方政府への働きかけから口火を切る途があることを示した。また、自然資本経営がその地域で定着する段階に至るためには、地域の住民・事業者の主体的参加が必要であり、そのために地方政府の採りうる対応・施策の方向性として、域内・域外の社会関係資本の構築を指摘した。

注

- 1) 植田は、自然資本経営を「『価値のつかない価値物』である自然資本を正当に評価する経済システムを構築する経営」とし、building a natural capital economy の英訳を当てている。
- 2) このような市民参加とNPMとの関係について、田尾(2011)は、市民を顧客(=政策の対象)とみなすNPMはそもそも主体的な市民参加・市民行政協働と非親和的であるとしている。田尾の議論を敷衍すれば、行政によってあらかじめ定められた公共諸政策の一部のNPOへのアロケーションという発想も政策形成段階からの市民参加とは相いれない。ちなみにKaboolian(1998)は、諸論者のNPM批判を紹介して、「顧客」は個人として嗜好を有しその嗜好は個々人に固着して存在するととらえられる概念であるのに対し、「市民」の公共的選好は流動的であって市民同士の目的の共通化によって価値観が形成されシェアされていき、やがて集合的に個人の選好が明瞭になり、充足されるに至る、としている。
- 3) 2016年2月、諸文献において市町域内で再生可能エネルギーに関する何らかの企画・事業が紹介されている13市町政府に調査票を郵送し、10市町(飯田市・葛巻町・湖南市・新城市・

洲本市・宝塚市・土佐清水市・新潟市・真庭市・梶原町)から回答を得た。

- 4) 自然資本経営が喫緊の課題であるとして全国に地域単位での自然資本経営の推進を働きかけようとする者は(谷口(2014))、地域の地方政府に説いて自然資本経営の必要性、重要性が認知されるよう努めるとよい、ということになる。
- 5) 筆者が把握した事例は次のとおり。①特定非営利活動法人「大阪ごみを考える会」(1990年に設立。活動の拠点は大阪市。大阪市役所が同市内梅田にある北市民教養ルームで1989年に開催したごみ問題をテーマとした5回連続講座の受講者が設立(当時の代表者は大阪府枚方市民)。2010.4.24同NPO初代代表から面談聴取。)②特定非営利活動法人「ASUの会」(2005年に設立。大阪府堺市役所の老人向け文化講座の参加者が設立。2010.7.4街づくり夢基金第8回助成事業説明会&助成先団体からの活動報告会(於、堺市福祉会館)(主催:街づくり夢基金)における、同NPO副理事長のプレゼンテーション内容と資料。)③「はらっぱ 自然を観る会」(1984年活動開始。代表者が大阪府岸和田市役所主催の家庭教育学級へ参加して学んだことが設立のきっかけ。代表者が、別に参加していたやはり岸和田市役所設置の常設団体岸和田女性会議のメンバーに参加を募った。2010.5.17同NPO現代表=設立者から面談聴取。)
- 6) 大都市清掃事業協議会(全国の政令市の廃棄物担当行政部局で構成)のような都市規模別・事業別の全国レベル既存地方政府連絡組織、九都県市首脳会議(関東エリアの都県と政令市の首長・地方政府で構成)など既存の中広域エリア地方政府連絡組織などのほか、全国市長会等よりフォーマルな法定団体もある。

参考文献

1. 足立忠夫(1990)『市民対行政関係論 市民対行政関係調整業の展望—行政改革を考える—下』公職研
2. 飯田哲也・環境エネルギー政策研究所編著(2014)『コミュニティパワー エネルギーで地域を豊かにする』学芸出版社

3. 植田和弘 (2014) 「刊行によせて」谷口正次『自然資本経営のすすめ』東洋経済新報社 1-10 頁
4. 環境エネルギー政策研究所編 (2016) 『自然エネルギー白書 2015』 (<http://www.iseip.or.jp/images/library/JSR2015.all.pdf>)
5. 金基成 (2005) 「社会関係資本と地方政府の役割：制度と文化の相互強化的好循環の可能性」『公共政策研究』 Vol.5, 130-140 頁
6. 田尾雅夫 (2011) 『市民参加の行政学』法律文化社
7. 谷口正次 (2014) 『自然資本経営のすすめ』東洋経済新報社
8. 谷本寛治・大室悦賀・大平修司・土肥将敦・吉村公久 (2013) 『ソーシャル・イノベーションの創出と普及』NTT 出版
9. 玉野和志 (2004) 「住民自治の原理とその多様な実現形態」『月刊地方自治職員研修』 Vol.37, No.7, 通巻 514 号 7-8 頁
10. 寺西俊一・石田信隆・山下英俊編著 (2013) 『ドイツに学ぶ地域からのエネルギー転換：再生可能エネルギーと地域の自立』家の光協会
11. 中邨章 (2000) 「行政学の新潮流：新行政経営論の視座—日本の自治体経営が学ぶべきもの—」『明治大学社会科学研究所紀要』 Vol.58, No.3, 189-193 頁
12. 濱真理 (2012) 「都市の一般廃棄物政策形成過程における市民参加」『公共政策研究』 Vol.12, 155-166 頁
13. 早瀬昇 (2016) 「「やらされ感」から「やりたい」へ 地域活動の最前線」『ウォロ』 2016. 4・5 月号, 大阪ボランティア協会, 1-2 頁
14. 諸富徹編著 (2015) 『再生可能エネルギーと地域再生』日本評論社
15. Arnstein, Sherry R. (1969) Ladder of Citizen Participation, *Journal of the American Institute of Planners*, Vol.35, No.4, pp.216-234
16. Bourdieu, Pierre (1986) The Forms of Capital, Richardson John D. ed. *Handbook of Theory and Research for the Sociology of Education*, Greenwood Press, pp.241-258 (初出：(1983) *Ökonomisches Kapital, kulturelles Kapital, soziales Kapital* (Kreckel, Reinhard ed. *Soziale Ungleichheiten. Soziale Welt*, Sonderband 2, Otto Schwartz & Co, S.183-198))
17. Hall, Peter A. (2002) Great Britain: The Role of Government and the Distribution of Social Capital, Putnam, Robert D. ed. *Democracy in Flux: The Evolution of Social Capital in Contemporary Society*, Oxford University Press, pp.359-392 (井口孝訳 (2013) 『流動化する民主主義：先進 8 カ国におけるソーシャル・キャピタル』ミネルヴァ書房)
18. Hood, Christopher (1991) A Public Management for All Seasons?, *Public Administration*, Vol. 69, No. 1, pp3-19
19. Kaboolian, Linda (1998) The New Public Management: Challenging the Boundaries of the Management vs. Administration Debate, *Public Administration Review*, Vol. 58, No. 3, pp.189-193
20. Putnam, Robert D. (1993) *Making Democracy Work: Civic Traditions in Modern Italy*, Princeton University Press (河田潤一訳 (2001) 『哲学する民主主義：伝統と改革の市民的構造』NTT 出版)

謝辞

本研究は、京都大学大学院経済学研究科と株式会社サステイナブル・インベスターとの共同研究講座「自然資本経営論講座」の成果の一部である。